

米子市掲示第39号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和2年9月17日

米子市長 伊 木 隆 司

1 事業の概要

(1) 業務名

米子市学習用タブレット端末購入

(2) 業務内容

GIGA スクール構想の実現に向けて、児童・生徒が使用する学習用タブレット端末を整備する。

(3) 業務の履行期限

令和3年3月31日まで

(4) 予算額

658,657,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 米子市が定める令和2年度米子市事務用機器類（パソコン等含む）入札参加資格者名簿に登録されていて市内に本店又は営業所がある事業者であること。
- (2) 米子市物品の売買等に係る指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (5) 米子市が課する税の滞納をしていない者。

3 一次審査（参加申込書の審査）

提出された書類について本プロポーザルの参加条件を満たしているかどうか審査を行い、一次審査の合格者を決定する。

4 二次審査（企画提案書等の評価）

一次審査の合格者は、米子市学習用タブレット端末購入に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和2年9月11日施行）により設置された米子市学習用タブレット端末購入に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による二次審査を受けることができる。

5 最優秀案の選定

二次審査の結果、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、二次審査の結果によっては、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒683-8686 米子市東町161番地2 米子市役所第2庁舎内

米子市教育委員会事務局教育総務課

電話番号 0859-23-5422

(2) 米子市学習用タブレット端末購入に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、令和2年9月17日（木）から同年9月30日（水）までの間に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和2年9月17日（木）から同年9月30日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和2年9月30日（水）までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出期間

(2) アに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

一次審査の合格者は、実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、令和2年10月

15日（木）正午までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

令和2年10月15日（木）正午

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。